

北見市介護保険事業等に係る事故等の報告に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）、北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）、北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）、北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第97号）、北海道指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第98号）、北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第99号）、北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年北海道条例第92号）、北見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年北見市条例第13号）、北見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年北見市条例第4号）、北見市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年北見市条例第5号）、北見市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年北見市内規第8号）に基づき、指定介護保険事業者、訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者（以下、「事業者」という。）から、介護サービス提供中に発生した事故等について速やかに北見市（以下、「市」という。）に報告が行われ、再発防止に資することを目的とする。

(報告対象事業所)

第2条 北見市内に所在する介護保険指定事業所、訪問介護相当サービス事業所及び通所介護相当サービス事業所（以下、「事業所」という。）とする。

(報告の範囲等)

第3条 事業者は、次の各号に掲げる事故等が発生したときには、市に対し速やかに報告を行うものとする。なお、介護サービス提供中の事故については、利用者及び入所者（以下、「利用者等」という。）の送迎又は通院等の対応も含み、事業者の過失の有無は問わないものとする。

(1) 重大な事故等

- ア 利用者等の死亡事故（病気によるものを除く。）
- イ 役・職員の不法行為（預り金着服・横領等）
- ウ 利用者等に対する虐待（不適切な処遇を含む。）
- エ 利用者等の不法行為
- オ 利用者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災
- キ 利用者等が集団感染症を起こす可能性がある感染症（ノロウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症等）に罹患した場合（保健所に届出義務のあるもの）
- ク その他ア～キ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む。）

(2) (1) 以外の事故等

- ア 利用者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 利用者等の誤飲、誤食及び誤嚥で、医療機関への入院・通院を要したもの
- ウ 利用者等の誤薬
- エ 利用者等の無断外出（見つかった場合）
- オ その他市が必要と判断したもの

(報告手順及び期限)

第4条 事業者は、前条第1項第1号に基づく事故等が発生した時は、速やかに当該利用者等の家族等、及び当該利用者等に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、直ちに市へ連絡するものとする。なお、事業者は、市への連絡を行った後、「介護保険事業者等事故報告書」(別記様式1)を速やかに作成し、事故発生後より7日以内に市に提出するものとする。ただし、市以外の指定権者へ併せて事故等報告を行う場合においては、当該市以外の指定権者が定める様式で市に提出、報告できるものとする。

- 2 事業者は、前条第1項第2号に基づく事故等が発生した時は、当該利用者等の家族等、及び当該利用者等に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、「介護保険事業者等事故報告書」(別記様式1)及び「事例経過報告書」(別記様式2)を事故等発生時より30日以内に市に提出、報告するものとする。ただし、市以外の指定権者へ併せて事故等報告を行う場合においては、当該市以外の指定権者が定める様式で市に提出、報告できるものとする。
- 3 前各項に定める報告期限を過ぎた場合、遅延理由書(任意様式)を添付すること。
- 4 介護保険事業者等事故報告書及び事例経過報告書にて報告が必要な事例については、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(その他留意事項)

第5条 重大事故の速報及び事故の種類を問わず、市の担当課から内容を確認することがあるので、事故の対応等について、法人本部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を整理すること。また、各法令・通知等に基づき別途、道、市及び利用者等の家族等へ報告を要するものがあること。

別表 1

事故等の種類	介護保険事業者等事故報告書（別記様式 1）にて報告が必要な事例
死亡	死亡事故・施設内で死亡し、死因等に疑義が生じる可能性があるもの
骨折	介護サービス提供中に骨折した場合
打撲・裂傷等	医療機関への入院・通院を要したもの
誤薬	服薬する利用者等の誤り・薬の種類、時間、量の誤り・服薬忘れ
食中毒・感染症・結核	保健所に届出義務があるもの全般
誤飲・誤食	医療機関への入院・通院を要したもの
誤嚥性障害・肺炎	医療機関への入院・通院を要したもの
火災	消防機関に出動を要請したもの
無断外出	外部に応援を要請した場合
職員の法令違反、不祥事	不適切な会計処理、不法行為等 利用者等に対する虐待等の不適切な処遇
その他	送迎中の交通事故 事件報道が行われた又はその可能性がある場合 市が必要と判断したもの

別表 2

事故等の種類	事例経過報告書（別記様式 2）にて報告が必要な事例
利用者等の軽易な事故等又は病死	利用者等の家族とのトラブル又はその可能性がある場合
その他	苦情等があり、市が必要と判断した場合

附則

この要領は、平成 17 年 6 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。